

# 携帯電話基地局等の無線局免許手続の 迅速化・効率化に係る関係規定の整備

---

令和7年4月30日

総務省  
総合通信基盤局  
移動通信課

# 携帯電話基地局等の無線局免許に係る現行制度

1

- 無線局免許は、原則として、個々の無線局の開設ごとに免許を取得する必要があるところ、電波法(昭和25年法律第131号)第27条の2に基づく特例として、電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)で定める特定無線局については、複数の無線局を包括して無線局免許を取得することができる(包括免許制度)。
- 現在、携帯電話及び全国BWA(以下「携帯電話等」という。)の基地局及び陸上移動中継局(以下「基地局等」という。)のうち、フェムトセル基地局、屋内小型基地局及び一の者が広域で専用する周波数の電波を使用する基地局等は、包括免許が適用される。他方、衛星無線通信や放送事業等の他の無線システムと共用する周波数の電波を使用する基地局等は、個別免許のみが適用される(包括免許は適用されない。)。
- 無線局の開設には、通常、事前審査が必要となるところ、包括免許に基づき開設する無線局は、事後届出※となるなど、より簡易な手続きで無線局を開設することができる。

※基地局等であれば、開設等の日から15日以内に届出

## 包括免許が適用

### ①フェムトセル基地局

変調装置や増幅器等が一体型のものであって、主に家庭内やビル内等のエリア改善に使用



### ②屋内小型基地局

親機に、複数の子機・アンテナを接続することで、主にビル内や地下街のエリア改善に使用



### ③基地局等(専用周波数)

一の者が広域で専用する周波数の電波を使用する基地局等



## 個別免許のみが適用

### 基地局等(共用周波数)

他の無線システムと共用する周波数の電波を使用する基地局等



小規模・小エリアで混信妨害を回避可能な無線局について、平成22年に包括免許制度を導入

平成26年に包括免許制度を導入

包括免許に基づき開設する無線局については事後届出(15日以内)

個々の無線局を開設しようとする毎に事前の審査が必要

# (参考)携帯電話等の周波数の割当状況

2

包括免許が適用される周波数帯（専用周波数）

個別免許のみが適用される周波数帯（共用周波数）

※各枠の下部の年月は、周波数割当て年月

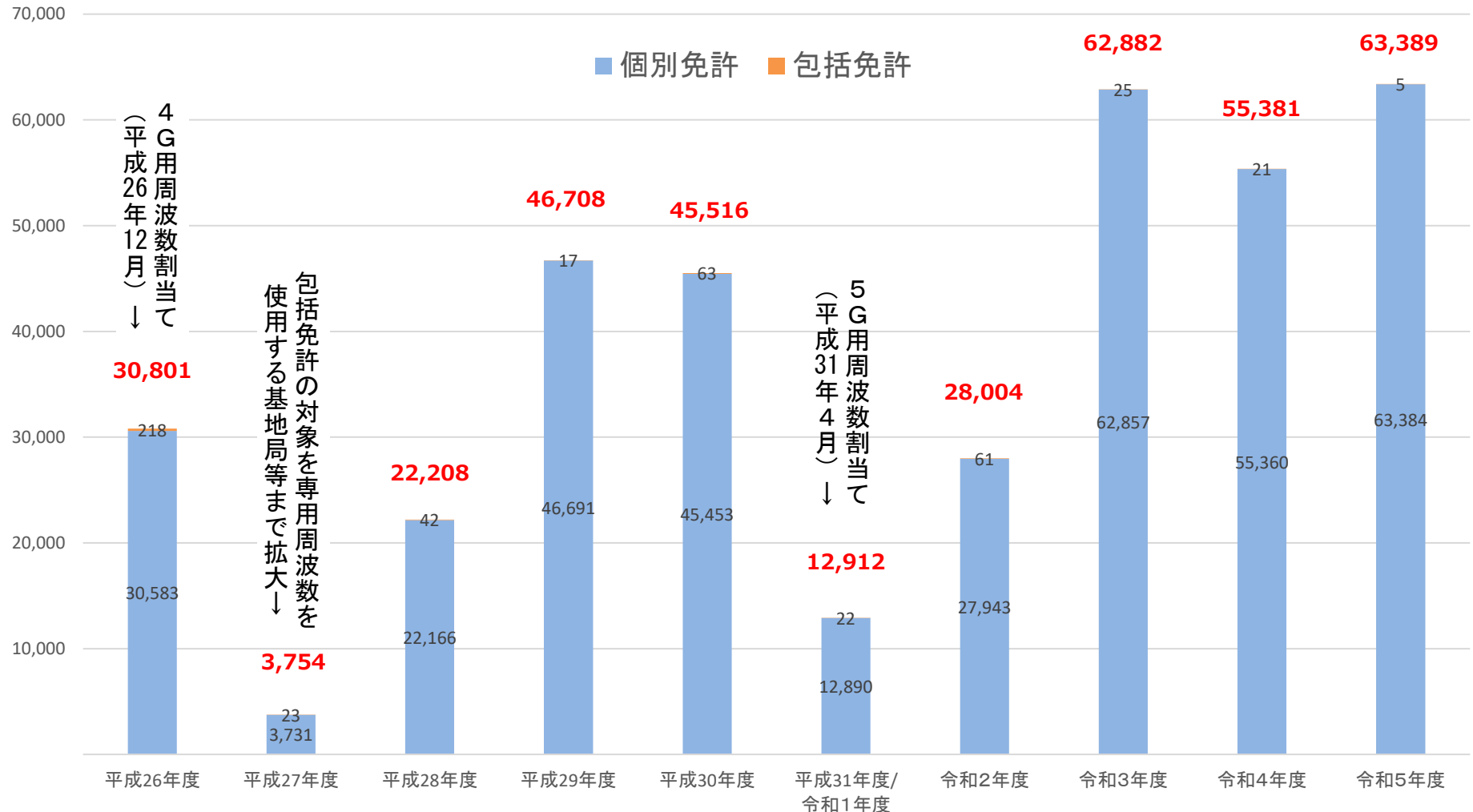
|                                                                                    | 700MHz帯            | 800MHz帯    | 900MHz帯            | 1.5GHz帯            | 1.7GHz帯                                               | 2GHz帯      | 2.3GHz帯             | 2.5GHz帯                        | 3.4GHz帯            | 3.5GHz帯           | 3.7GHz帯<br>4.0GHz帯  | 4.5GHz帯<br>4.9GHz帯                                 | 28GHz帯              |
|------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|------------|--------------------|--------------------|-------------------------------------------------------|------------|---------------------|--------------------------------|--------------------|-------------------|---------------------|----------------------------------------------------|---------------------|
|                                                                                    | FDD                | FDD        | FDD                | FDD                | FDD                                                   | FDD        | TDD                 | TDD                            | TDD                | TDD               | TDD                 | TDD                                                | TDD                 |
|    | 20MHz<br>平成24年 6 月 | 30MHz<br>- | —                  | 30MHz<br>平成21年 6 月 | 40MHz<br>東名阪のみ<br>平成17年11月                            | 40MHz<br>- | —                   | —                              | 40MHz<br>平成30年 4 月 | 40MHz<br>平成26年12月 | 100MHz<br>平成31年 4 月 | 100MHz<br>平成31年 4 月                                | 400MHz<br>平成31年 4 月 |
|    | 20MHz<br>平成24年 6 月 | 30MHz<br>- | —                  | 20MHz<br>平成21年 6 月 | 40MHz<br>平成30年 4 月                                    | 40MHz<br>- | 40MHz<br>令和 4 年 5 月 | —                              | —                  | 40MHz<br>平成26年12月 | 200MHz<br>平成31年 4 月 | —                                                  | 400MHz<br>平成31年 4 月 |
|    | —                  | —          | —                  | —                  | —                                                     | —          | —                   | 50MHz<br>平成19年12月<br>平成25年 7 月 | —                  | —                 | —                   | —                                                  | —                   |
|    | 20MHz<br>平成24年 6 月 | —          | 30MHz<br>平成24年 3 月 | 20MHz<br>平成21年 6 月 | 30MHz<br>平成21年 6 月                                    | 40MHz<br>- | —                   | —                              | 40MHz<br>平成30年 4 月 | 40MHz<br>平成26年12月 | 100MHz<br>平成31年 4 月 | 100MHz<br>(※) 令和17<br>年度末まで共<br>用周波数帯<br>令和 6 年12月 | 400MHz<br>平成31年 4 月 |
|  | —                  | —          | —                  | —                  | —                                                     | —          | —                   | 30MHz<br>平成19年12月              | —                  | —                 | —                   | —                                                  | —                   |
|  | 6MHz<br>令和 5 年10月  | —          | —                  | —                  | 80MHz<br>(40MHzは東<br>名阪以外)<br>平成30年 4 月<br>令和 3 年 4 月 | —          | —                   | —                              | —                  | —                 | 100MHz<br>平成31年 4 月 | —                                                  | 400MHz<br>平成31年 4 月 |

# (参考)携帯電話等の基地局の免許申請件数

3

- サブ6帯やミリ波帯といった5G用に割り当てた周波数帯の利用が進み、個別免許のみが適用される共用周波数帯における基地局の免許申請件数が増加傾向にあることから、令和3年度以降、全国で年間5万件を超える免許申請が発生している。

基地局の申請件数(全国)



※総務省が受け付けた携帯無線通信及び全国BWAの基地局(陸上移動中継局を含まない。)の免許申請を集計(再免許申請・変更申請を含まない。)

## トピック①:ミリ波等の高周波数帯の活用(2/2)

NTT docomo

### 取組の実情(悩み・困りごと)

- ミリ波は直進性が強く、減衰量が大きいため、アンテナ位置からの遮蔽物により受信レベルが劣化する等、周辺環境に影響を受ける
- そのため、事前設計した想定エリアと実際のエリアが異なるケースが多い

### ミリ波の特徴を活かした柔軟な展開

- スポット利用、トラヒック逼迫、ニーズ・ソリューションのある場所に柔軟に置局していくことが求められる周波数
- トラヒックが発生する場所/時間に半固定のような指向変更、自由移動、短期間での設営などを実現したい



### デジタルビジネス拡大に向けた課題・提言等

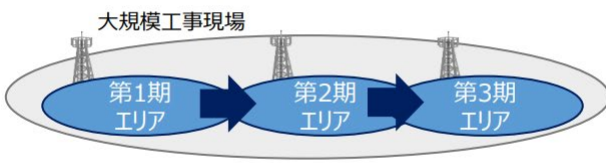
- 電波利用ニーズの拡大や多様化等を踏まえ、高周波数帯の活用に向けた免許制度の見直しや、新しい制度整備等を希望
- 「必要な場所に、必要な時に」という新しいミリ波の展開コンセプトの実現に向けて、具体的には、
  - DX等による免許申請手続きの簡略化および免許交付にかかる期間の短縮(電子申請を原則とすることによる手続効率化・迅速化)
  - 設計自由度(電波発射のタイミング、場所、指向等)を持った無線局開設の許可
  - 中・高周波帯への包括免許制度の拡大、それに伴う電波利用料の減免等の措置等を希望

高周波数帯の活用に向けた免許制度の見直し等により、ミリ波等の高周波数帯の展開を能率的に実現し、お客様ニーズに迅速に応えていきたい

(出所)

「デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会」  
資料4-3(株式会社NTTドコモ)より抜粋

## 建設現場等での遠隔制御



工事の進展によるエリア移動も想定

## 自動運転・隊列走行(トラック・BRT)



ルート上における移動式の無線局利用

(出所)

「デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会」  
資料4-5(ソフトバンク株式会社)より抜粋

## 「デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会 報告書」(令和6年8月)(抜粋)

### 3-1-3. 携帯電話用基地局の免許手続の効率化等

#### ① 背景

(略)携帯電話に用いる周波数帯が中～高周波数帯に拡大するにつれて、他の無線システムと周波数を共用するケースが増えており、それに伴い基地局に係る免許の交付・変更件数は、増加傾向にある。

基地局の設置・変更が増加する中、免許手続の効率化を図り、基地局の迅速かつ円滑な開設を確保することは重要である。また、大規模イベントをはじめ、通信需要に応じた機動的な基地局設置へのニーズも高まっている。

無線局の免許手続の中でも携帯電話基地局に関する件数が大きく、国・事業者双方の負担となっているところ、基地局の免許手続の効率化等についてどう考えるかが論点となっている。

(略)

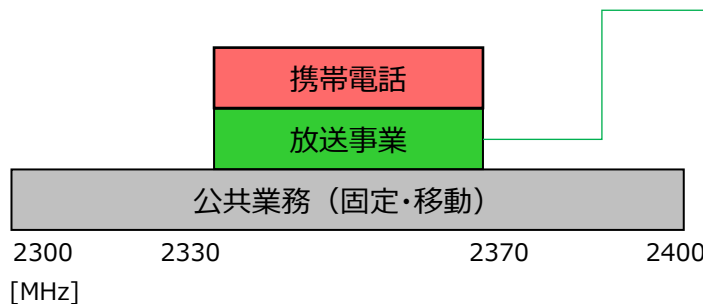
#### ③ 考え方

現在、共用周波数を使用する基地局は、原則として全て個別免許で運用されているが、免許手続の効率化や通信需要に応じた機動的な基地局開設に向けて、干渉防止や他の無線システムの新規・追加の無線局開設の可能性に留意しつつ、一定の条件を満たす基地局については、包括免許の対象とすることや免許変更を届出とすることなど、免許手続の簡素化を検討することが適当である。なお、基地局のほか、端末についても、周波数や規格が増加している状況を踏まえ、免許手続の簡素化に取り組むことが適当である。



同報告書の考え方を踏まえ、他の無線システムと共用する周波数の電波を使用する基地局等について、一定の条件を満たすものに限り、包括免許の対象とする制度改正を行う。

## 現在の周波数の共用の在り方



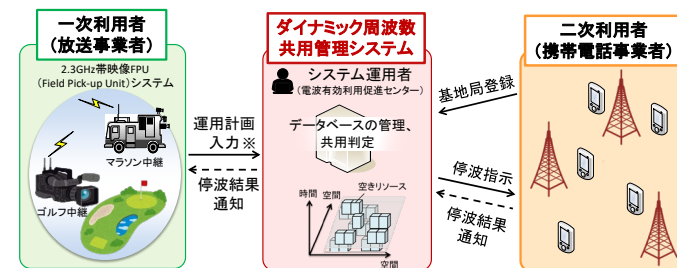
### <放送事業用無線局>

ダイナミック周波数共用管理システムに基づき、放送事業用無線局が展開した際に周辺の基地局等を停波すること等により、周波数を共用

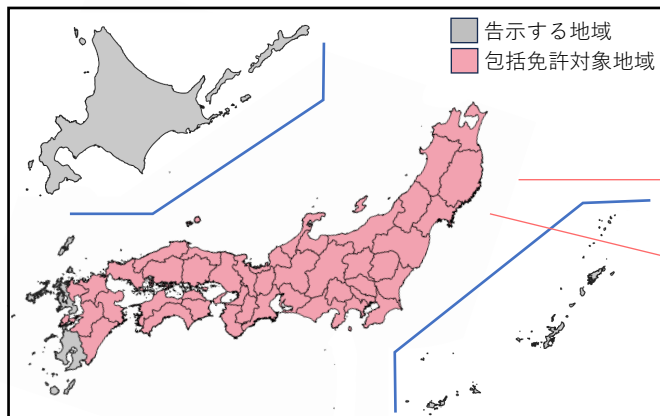
### <公共業務用無線局>

固定局と適切な離隔距離を確保するとともに、移動局の展開時に基地局等を停波すること等により、周波数を共用

## <ダイナミック周波数共用管理システム>



## 包括免許の対象とする基地局等



### <条件①>

公共業務用無線局（固定）に混信等を与えるおそれがあるものとして総務大臣が別に告示する地域を除く地域に開設すること

### <条件②>

放送事業用無線局・公共業務用無線局（移動）の運用情報に基づき基地局等の停波等の措置を講じること

2,330MHzを超え2,370MHz以下の周波数の電波を使用する基地局等のうち、左記①②のいずれの条件も満たすもの

電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第15条の2第2項の改正

## 免許の附款として付す条件（概要）

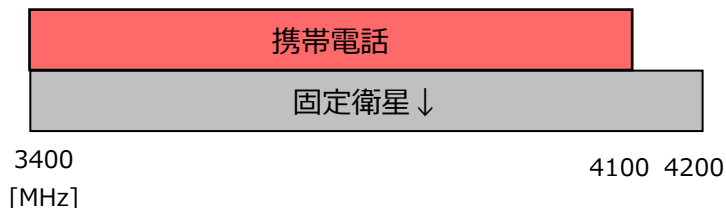
- ①この周波数の使用は、同一周波数帯を使用する放送事業用無線局並びに同一周波数帯及び隣接周波数帯を使用する公共業務用無線局の運用に妨害を与えない場合に限る※
- ②この無線局免許に基づく基地局等の新設又は既設の基地局等の設置場所・工事設計の変更は、総務大臣が告示する地域を除く地域であって、公共業務用無線局の免許人等と混信等を与えるおそれがない地域として現に合意している地域に無線設備を設置する場合に限る

※ 電波法関係審査基準（平成13年総務省訓令第67号）に規定済み

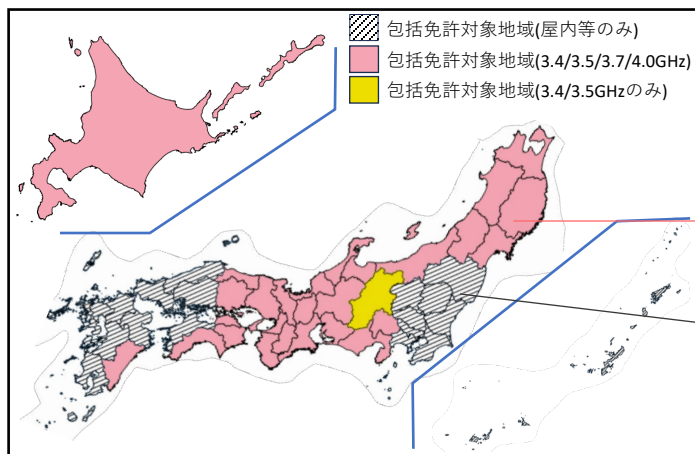
# 省令改正②：包括免許の対象拡大(3.4/3.5/3.7/4.0GHz帯)

7

## 現在の周波数の共用の在り方



## 包括免許の対象とする基地局等



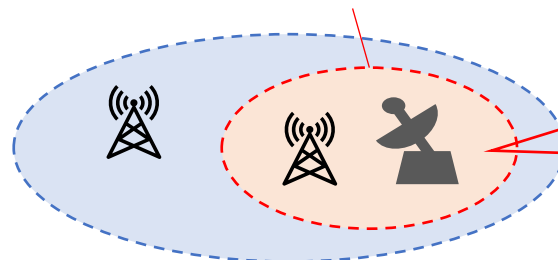
## 免許の附款として付す条件(概要)

- ①この周波数の使用は、3,400MHzを超え4,200MHz以下の周波数の電波を受信する宇宙無線通信を行う既設の無線局(略)の運用に妨害を与えない場合に限る※<sup>1</sup>
- ②この無線局免許に基づく基地局等の新設又は既設の基地局等の設置場所・工事設計の変更は、総務大臣が告示する地域を除く地域であって、衛星無線通信を行う無線局の免許人等と混信等を与えるおそれがない地域として現に合意している地域に無線設備を設置する場合に限る※<sup>2</sup>

※<sup>1</sup> 電波法関係審査基準(平成13年総務省訓令第67号)に規定済み

※<sup>2</sup> 包括免許の対象となる無線局の条件①に該当する基地局等によりのみ付す条件

基地局等の開設に当たり、  
事前に混信計算等を行うエリアを設定



事前に混信計算等を行うことなく、  
基地局等を開設できるエリア

一定の条件を  
満たす屋内等



事前に混信計算等を行うエリア内であっても  
一定の条件を満たす建物内等に設置する場  
合は、事前に混信計算等を行うことなく基地  
局等を開設できる

### <条件①>

3,400MHz～4,200MHzの周波数の電波を受信する  
宇宙無線通信を行う無線局に混信等を与えるおそ  
れがあるものとして総務大臣が別に告示する地域を  
除く地域に開設すること

### <条件②>

条件①の総務大臣が別に告示する地域において、  
屋内その他の混信等を与えるおそれがない場所※  
に設置すること

※申請に当たり具体的な設置場所を申請様式に記載  
(無線局免許手続規則(昭和25年電波監理委員会規則  
第15号)別表第2号の4の改正)

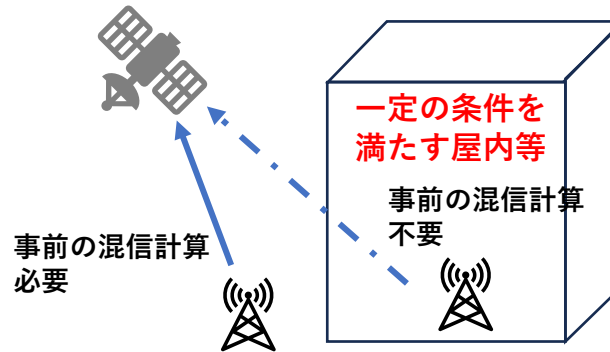
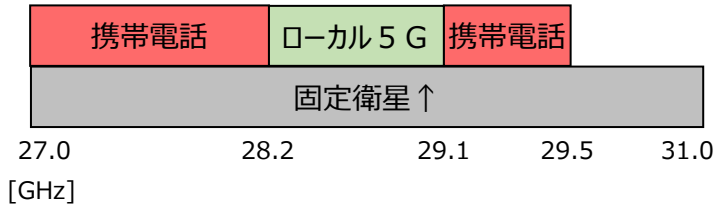
3,400MHzを超え4,100MHz以下の  
周波数の電波を使用する基地局  
又は3,400MHzを超え3,600MHz以  
下の周波数の電波を使用する陸  
上移動中継局のうち、左記①②の  
いずれかの条件を満たすもの

電波法施行規則(昭和25年電波監  
理委員会規則第14号)第15条の2第  
2項の改正

# 省令改正③：包括免許の対象拡大(28GHz帯)

8

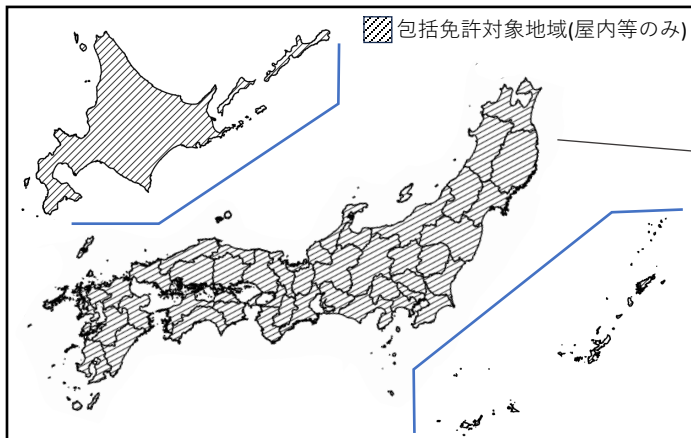
## 現在の周波数の共用の在り方



### ＜人工衛星局＞

基地局等の開設に当たっては事前に混信計算等を行う(ただし、一定の条件を満たす建物内等に設置する場合は、事前に混信計算等を行うことなく基地局等を開設できる)

## 包括免許の対象とする基地局等



### ＜条件＞

屋内その他の27.0GHzを超え31.0GHz以下の周波数の電波を受信する人工衛星局に混信等を与えるおそれがない場所※に設置すること

※申請に当たり具体的な設置場所を申請様式に記載  
(無線局免許手続規則(昭和25年電波監理委員会規則第15号)別表第2号の4の改正)

27.0GHzを超え28.2GHz以下又は29.1GHzを超え29.5GHz以下の周波数の電波を使用する基地局等のうち、左記の条件を満たすもの

電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)第15条の2第2項の改正

## 免許の附款として付す条件(概要)

この周波数の使用は、27.0GHzを超え31.0GHz以下の周波数の電波を受信する人工衛星局の運用に妨害を与えない場合に限る

## 基地局

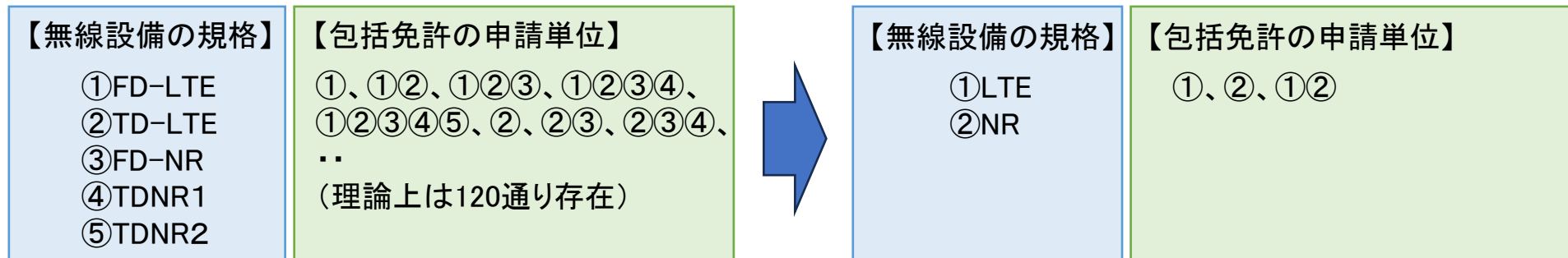
| 周波数                | 地域                                                                                |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 2.3GHz帯            | 北海道、長崎県、鹿児島県、沖縄県                                                                  |
| 3.4GHz帯<br>3.5GHz帯 | 福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、広島県、島根県、山口県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県     |
| 3.7GHz帯<br>4.0GHz帯 | 福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、長野県、広島県、島根県、山口県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県 |

## 陸上移動中継局

| 周波数                | 地域                                                                            |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 2.3GHz帯            | 北海道、長崎県、鹿児島県、沖縄県                                                              |
| 3.4GHz帯<br>3.5GHz帯 | 福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、広島県、島根県、山口県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、鹿児島県、沖縄県 |

## 陸上移動局の包括免許の簡素化（電波法施行規則改正）

- 電波法第27条の2において、包括免許は、省令で定める特定無線局の無線設備の規格を同じくするものごとにより取得することとされているが、携帯電話の陸上移動局について、無線設備の規格の数が増加するとともに、1の端末あたりに搭載される無線設備の規格が増加していることから、当該規格を整理※1～3し、包括免許の簡素化を図る。
- 3GのLTE等への移行が進められていること、令和7年度末を目途に開始される非常時事業者間ローミングはLTEのみが対象であること等、移動通信システムの世代の重要性が増していることを踏まえ、LTEや5G等の世代ごとに規格を集約する。



※1 陸上移動局のうち、IoT端末や小電力レピータは、一般的な携帯電話端末と比較して規格や無線局の数が限られることから、現行のとおりとする。

※2 3Gに係る無線設備の規格は、各事業者とも3Gサービスを終了又は終了する予定を表明していることから、今回の改正の対象外とする。

※3 電波法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第14号）第15条の3第2号の改正。

## 許可を要しない工事設計の軽微な事項の見直し（告示改正）

- 基地局等※の給電線等の工事設計の変更について、空中線に供給される電力量が1dBを超えて低下するものについては、許可を要しない工事設計の軽微な事項として、届出事項とする。

※ 基地局等のうち、包括免許により開設されるものについては、給電線等を含む工事設計の変更について現行既に届出事項とされている。

空中線に供給される電力量

